監査の結果により講じた措置について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第14項の規定に基づき、神奈川県教育委員会教育長から監査の結果に基づき講じた措置の内容について通知があったので、次のとおり公表する。

令和5年11月29日

神奈川県監査委員村 上 英 嗣同吉 川 知惠子同中 家 華 江同しきだ 博 昭同松 本 清

1 措置の対象となった監査の結果

令和5年7月11日神奈川県監査委員公表第14号で公表した不適切事項のうち教育委員会分11か 所に係る13事項

2 監査の結果及び講じた措置の内容 出先機関で認められた不適切事項

山元機関で認められて小週の事項				
監査実施 箇 所 名	監査実施日	監査の結果	措置の内容	
神奈川県教育	令和5年4月	(不適切事項)		
委員会教育局	25日(令和5	歳計外現金事務において、	不適切事項については、社会	
湘南三浦教育	年2月9日職	4月分の社会保険料1件、	保険料の本人負担分の歳計外現	
事務所	員調査)	7,944,952円について、法定納	金払出額を会計管理システムに	
		期限内に納付を行っていなか	誤って入力したため口座振替が	
		った。	できなかったことによるもので	
			ある。	
			今後は、このようなことがな	
			いよう、複数の職員による確認	
			を徹底することにより再発防止	
			に取り組み、適正な事務執行に	
			努める。	
神奈川県教育	令和5年4月	(不適切事項)		
委員会教育局	12日(令和5	歳計外現金事務において、	不適切事項については、進行管	
県央教育事務	年2月27日職	小・中学校会計年度任用職員	理が不十分であったことによるも	
所	員調査)	の報酬等に係る所得税及び復	のである。	
		興特別所得税1件、631,602	今後は、このようなことがない	
		円について、法定納期限内に	よう、進行状況について複数の職	
		納付を行っていなかった。	員による確認体制を強化すること	
			により再発防止に取り組み、適正	
			な事務執行に努める。	

***************************************	A5-5-5-0-1	(
	令和5年2月	(不適切事項)	
崎図書館	2日(令和4	契約事務において、相模原	
		書庫出納業務委託契約ほか1	初の契約事務について進行管理が
	員調査)	件(契約額計 6,688,000円)	不十分であったことによるもので
		について、契約期間の開始日	ある。
		が令和4年4月1日であるた	今後は、このようなことがない
		め、会計局長通知に基づき同	よう、チェックリスト等により各
		年4月30日までに契約すべき	職員の業務の進捗状況を共有し、
		ところ、同年5月11日及び同	複数の職員による確認体制を強化
		月26日に締結していた。	することにより再発防止に取り組
			み、適正な事務執行に努める。
神奈川県立近	令和5年3月	(不適切事項)	
代美術館	27日 (令和5	予算の執行において、近代	不適切事項については、予算執
	年2月17日職	美術館鎌倉別館機械警備機器	行科目に対する認識が不足してい
	員調査)	賃貸借等契約(長期継続契	たとともに、決裁過程におけるチ
		約、契約総額 2,944,110円)	ェック機能も働いていなかったこ
		の執行に当たり、県の庁舎等	とによるものである。
		における一般的な機械警備委	今後は、このようなことがない
		託業務と同様の業務内容であ	よう、予算執行科目に関する理解
		るため「(節)委託料」とす	の向上を図るとともに、複数の職
		べきところ、「(節)使用料	員による確認体制を強化すること
		及び賃借料」で執行してい	により再発防止に取り組み、適正
		た。	な事務執行に努める。
神奈川県立生	令和5年4月	(不適切事項)	
命の星・地球	25日 (令和5	文書の管理において、一般	不適切事項については、所属の
博物館	年2月14日及	廃棄物収集運搬業務に係る支	文書管理体制が不十分であったこ
	び15日職員調	払関係書類など計15点を紛失	とによるものである。
	查)	していた。	今後は、このようなことがない
			よう、適切な文書管理の重要性に
			ついて全職員で共有するととも
			に、起案、回議、決裁、保管とい
			った文書事務の一連の処理過程で
			の文書の所在を明確にすること、
			ペーパーレス化の促進等により書
			類の混在リスクを解消すること、
			不用となった書類を廃棄する際に
			複数の担当者が確認することなど
			の文書廃棄ルールの明確化を図る
			ことにより再発防止に取り組み、
			適正な事務執行に努める。
神奈川県立横	令和5年3月	(不適切事項)	
浜平沼高等学	2日(令和5	歳計外現金事務において、	不適切事項については、担当者
校	年1月10日職	部活動インストラクター謝礼	の納付期限に対する認識誤り及び
	員調査)	に係る所得税及び復興特別所	所属のチェック体制が不十分であ
		得税1件、5,698円について、	ったことによるものである。

		社会効果限力を強力をなって	人後は マのトとルー1 がたい
		法定納期限内に納付を行っていなかった。	今後は、このようなことがない よう、担当職員、決裁者及び出納
		V 1/2/1/2/10	員が、共有の予定表を活用し、納
			付期日を重ねて確認して進行管理
			を行い、複数職員での確認体制を
			強化することにより再発防止に取
			り組み、適正な事務執行に努め
			3.
神奈川県立瀬	令和5年1月	(不適切事項)	
谷高等学校	30日 (令和 4	財産管理事務において、教	不適切事項については、管理す
	年12月1日職		る財産の確認が不十分であったこ
	員調査)	続を行わないまま電柱に吊り	とによるものであり、令和4年12
		線が共架されているものがあ	月23日付けで使用許可を行い、徴
		った。これにより、令和4年	収不足分については令和5年1月
		度の共架電線に係る使用料1	25日に収入した。
		件、1,660円が徴収不足であっ	今後は、このようなことがない
		た。	よう、複数の職員で定期的に敷地
			内を巡回して確認を行うことによ
			り再発防止に取り組み、適正な事
			務執行に努める。
	令和5年1月		
谷西高等学校	23日 (令和 4	財産管理事務において、教	
	年12月2日職	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	
	員調査)	たり、県有施設の専用電柱2	
			なかったことによるものであり、
		要としないにもかかわらず、	令和4年12月20日付けで使用許可
			の訂正を行い、過大徴収分につい
		2件、7,300円を過大に徴収し	ては令和5年2月22日に返還し
		ていた。	//c。 今後は、このようなことがない
			よう、複数の職員で定期的に敷地
			内を巡回して確認を行うことによ
			り再発防止に取り組み、適正な事
			務執行に努める。
神奈川県立多	令和5年2月	 (不適切事項)	22 1/11 1 - 22 12 20
摩高等学校	22日(令和5	契約事務において、機械警	不適切事項については、契約書
	年1月18日職		の条項の理解が不足していたこと
	員調査)		によるものであり、令和5年1月
		で定められた警備計画書を作	19日に受注者から警備計画書を収
		成させていなかった。	受した。
			今後は、このようなことがない
			よう、契約締結の際は最新の契約
			書の様式を確認し、契約で定める
			必要な書類は直ちに提出するよう
			受注者に依頼することにより再発

			防止に取り組み、適正な事務執行
			に努める。
	令和 5 年 4 月 20日(令和 4 年12月 2 員調査)	(不適切事項) 1 契約事務において、屋上 防水補修工事 (契約額 2,365,000円)について、契約で定められた工事に係る 完了届を収受する前に完成 検査を行っていた。 2 物品管理事務において、 絵画 1 点 (価格 200,000円)について、不用決定を 行わないまま処分していた。	おり は で が 務る、強 取 好 と 本 で に と 複 化 り め 担 理、能 る 日 な 属 す 、強 取 め を を に と で の と の と い と る 複 化 り め 担 理、能 る 日 な 属 す 、強 取 め れ の で の と で が 務る、強 取 好 し に い な の と 事 す て を に に に は す 加 ク に 月 と を に と 解 取 め で の と の と 解 れ の で の と か す れ の で の と か す れ る の と か す れ る の と か す れ か に と す と な り 事 で の と か ら る に 職 正 な 事 理 で い け か 今 に し 理 数 す れ る の と ず れ か に と す と を に に 正 な り 事 な の で の 誤 、 を こ 件 し 上 に に 正 な す れ か で が 所 関 に を に な が 所 関 に を に と な と 事 す で が 所 関 に を に な が 所 関 に を に な な の で の は 、 正 、 強 取 め も に が 所 関 に を に の と 物 と 物 か が 所 関 に を に の に か が 所 関 に を に か が 所 関 に か に か が 所 関 に を に の れ か に か が 所 関 に を に の に か が 所 関 に を に の れ か に か が 所 関 に か に か が 所 関 に を に の れ か に か が 所 関 に か が 所 関 に か に か が 所 関 に か に か が 所 関 に か に か が 所 関 に か に か が 所 関 に か に か が 所 関 に か に か に か が 所 関 に か に か が 所 関 に か に か に か が 所 関 に か に か に か が 所 関 に か に か に か に か が 所 関 に か に か に か が 所 関 に か に か が 所 関 に か に か が 所 関 に か に か が が 所 関 に か に か が が 所 関 に か が が が が が が が が が が が が が が が が が が
神奈川県立えびな支援学校	令和5年1月 30日(令和4	(不適切事項) 1 収入事務において、領収	る。 不適切事項については、次のと
3 :6入 級丁以	年12月21日職 員調査)	した現金について、神奈川 県財務規則で定める現金出 納簿への記載を行っていな いものが1件、10円あっ た。 2 財産管理事務において、	おり措置した。 1 収入事務については、現金収入に関する事務処理の確認が不十分であったことによるものであり、令和4年12月21日に記入した。
		教育財産の目的外使用許可 の手続を行わないまま電柱	

に防犯灯及び通信線が共架 されているものがあった。 これにより、令和4年度の 共架電線に係る使用料1 件、1,660円が徴収不足であ 2 財産管理事務について、管理 った。

伝え、その後も所属として確認 を怠らないようにすることによ り再発防止に取り組み、適正な 事務執行に努める。

する財産の確認が不十分であっ たことによるものであり、令和 5年1月30日及び令和5年6月 30日付けで使用許可を行い、徴 収不足分については令和5年8 月22日に納入した。

今後は、このようなことがな いよう、管理する財産の確認を 定期的に行うことにより再発防 止に取り組み、適正な事務執行 に努める。